

篠原まりあ後援会会則

1、名称

この会の名称は「篠原まりあ後援会」（以下「本会」という）と称する。

2、目的

本会は篠原まりあプロのプロゴルファー活動を応援し、会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

3、行事

本会は、前条の目的を達成するために次の行事を行うものとする。

- (1) 篠原まりあプロのツアー先での応援
- (2) 篠原まりあプロ出席による激励会、親睦会などの開催
- (3) 篠原まりあプロの宣伝、会員の拡大
- (4) その他、本会の目的達成に必要な活動

4、会員種別

本会の会員は、会則の主旨に賛同して入会を希望する者とし、以下の会員種別を設ける。

一般会員 （高校生以上）

企業会員 （個人経営、法人とも、代表者1名）

5、入会手続き

本会への入会手続きは、次のとおりとする。

- (1) 入会申込書に必要事項を記入の上、事務局に提出する。
 - (2) 申込書の提出、会費の納入が確認され次第、本入会とする。
 - (3) 会員自身から退会届の提出があった場合を除き、入会は継続される。
- ただし、以下に該当する場合、入会を拒否することができるものとする。
- (1) 反社会的団体に所属している者
 - (2) 設立趣意書に賛同しない者
 - (3) 未成年で保護者の同意を得ていない者

6、会員資格の剥奪

本会及び篠原まりあプロの名誉または品位を著しく損なう言動を行った会員は

会員の資格を剥奪されることがあります。

7、会費

本会に入会する者は、次の会費を納入し会員の資格を有するものとする。

なお、複数口の申込を可能とする。入会金は徴収しない。

一般会員	一口	年会費	3,000円
企業会員	一口	年会費	30,000円

8、心得

本会の会員は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 秩序ある応援を心がけ、篠原まりあプロ及び家族に過度の負担となるような行為を慎むこと。
- (2) 本会が行う諸活動に積極的に参加すること。

9、役員

この会に、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、理事 若干名、事務局 若干名、
会計 若干名、会計監事 若干名、

10、役員の仕事

本会の役員は、次の仕事を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の運営に参加し、活動の目的達成のために必要なすべての事業運営にあたる。
- (4) 会計は、本会の収入、支出を管理する。
- (5) 会計監事は、本会の会計及び業務執行状況を監査する。

11、役員の選出

役員の選出は幹事会において選任するものとする。

12、役員の任期

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

13、幹事会

幹事会は会長、副会長、理事、事務局、会計をもって構成し、会務の執行に必要なすべての事項を審議し決定する。但し必要に応じては、関係者の出席を要請することができる。

14、会計

(1) この会の経費は、会費、寄付金、その他臨時会費をもって充てる。

会計年度は、毎年12月1日より11月30日までとする。

(2) 役員は、無報酬とする。

15、総会

この会は役員をもって総会とする。(会長が招集する)

総会の議長は会長とする。

16、退会

この会を退会する場合は、事務局に届出をすること。

但し、既に納入している会費については返却しないものとする。

17、事務局

この会の事務局は、S&M九重ゴルフレンジ内に置く。

大分県玖珠郡九重町右田2266-1

18、解散

後援会は、篠原まりあプロがプロゴルファー活動を終了したときに直ちに解散する。

19、施行

この会の会則は、令和元年11月1日から実施する。

